

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民健康保険の資格及び給付に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊佐市は、国民健康保険の資格及び給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じること、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊佐市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格及び給付に関する事務
②事務の概要	「国民健康保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 国民健康保険の被保険者の資格情報の管理 2 国民健康保険の被保険者の給付情報の管理
③システムの名称	・国保事務処理標準システム ・国保総合システム(次期国保総合システム含む。) ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・国保情報集約システム ・医療保険者向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・国民健康保険資格情報ファイル ・国民健康保険給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法別表44の項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表69、70の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、 141、145、158、161、164、165、166、173の項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・国保事務処理標準システム等へのアクセスが可能な職員は、静脈認証、ID及びパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録することで、不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I－5－②所属長	市民課長 宮原 孝文	市民課長 田之上 和美	事後	
平成29年4月27日	I－1－③システム名の名称	・Acrocity国民健康保険 ・国保総合システム ・中間サーバー	・Acrocity国民健康保険 ・国保総合システム ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	MICJET番号連携サーバーの追記
平成29年4月27日	I－1－③システム名の名称	・Acrocity国民健康保険 ・国保総合システム ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity国民健康保険 ・国保総合システム(次期国保総合システム含む。) ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・国保情報集約システム	事後	平成30年度から都道府県単位で被保険者の資格管理等を行うことによる次期国保総合システム及び国保情報集約システムの追記
平成29年4月27日	Ⅱ－1対象人数 いつの時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年4月27日 時点	事後	
平成29年4月27日	Ⅱ－2対象人数 いつの時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年4月27日 時点	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	田之上 和美	課長	事後	記載事項修正
令和1年6月26日	IV リスク対策		新様式への変更(IV リスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和2年5月29日	全体				評価の再実施
令和3年6月25日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修
令和4年6月8日	I－5－① 部署	市民課	保健課	事後	
令和4年6月8日	I-7 請求先	市民課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311	保健課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311	事後	
令和4年6月8日	I-8 連絡先	市民課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311	保健課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311	事後	
令和5年6月2日	I－1－③システム名の名称	・Acrocity国民健康保険 ・国保総合システム(次期国保総合システム含む。) ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・国保情報集約システム ・医療保険者向け中間サーバー	・国保事務処理標準システム ・国保総合システム(次期国保総合システム含む。) ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・国保情報集約システム ・医療保険者向け中間サーバー	事後	システム更新による修正
令和7年8月29日	I-3法令上の根拠	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)第9条第1項及び別表第一の30の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	・番号法別表44の項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和7年8月29日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106、120の項) (別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表69、70の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和7年8月29日	Ⅱ-1対象人数-いつの時点の計数か	令和2年5月29日	令和7年5月31日	事後	
令和7年8月29日	Ⅱ-2取扱者数-いつの時点の計数か	令和2年5月29日	令和7年5月31日	事後	
令和7年8月29日	IV リスク対策		2項目の追加 8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	